

令和7年度小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金 Q & A集

【令和7年6月12日現在】

1 共通事項

Q 1-1

・申請期限はいつまでですか？

- 令和7年度分については、令和8年1月30日（金）が申請期限となります。
ただし、予算がなくなった場合は、申請期限の前でも受付を終了します。
- 本市の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）は令和10年度までの計画となるため、補助事業につきましては令和8年度以降も継続して実施する予定です。
- なお、令和8年度の申請受付の開始については、本市ホームページ等にて公表することとしております。年度初めに申請受付を開始するとは限りませんのでご注意ください。

Q 1-2

・申請を受付する順番は先着順ですか？

- 受付は先着順です。
- ただし、申請の合計額が予算額を超えた場合は、事業内容（着工予定日、完了予定日、金額等）を考慮した上で、申請を受理する方を決定します。

Q 1-3

・申請書類及び実績報告書類について、見積書等の書類がそろっていない状態で、提出することは可能ですか？

- 申請等に必要な添付書類がそろっていない状態での受理はできません。書類の内容に不足や不備等がある場合も同様です。

Q 1-4

・申請書類等をメールや郵送で提出してもいいですか？

- メールや郵送での提出も可能です。
- メールの場合は、以下のメールアドレス宛に提出してください。
seikatu@city.oyabe.lg.jp

Q 1-5

・申請書の提出から交付決定まで、どれくらいの期間がかかりますか？

○申請書の提出から交付決定までに、2週間程度を想定しています。ただし、申請書類に不備・不足があった場合は、修正等が完了するまで受理できませんので、さらに時間がかかることがあります。

Q 1-6

・本補助金と併せて他の補助金を受けることは可能ですか？

○補助対象設備について、他の補助金との併用はできません。なお、二重交付が明らかになった場合は、補助金の返還を求めることがあります。

Q 1-7

・すでに実施（契約、着工等）している事業は補助対象になりますか？

○市の交付決定日より前に実施している事業は補助の対象外となります。

Q 1-8

・事業の「開始」と「完了」は、どのタイミングのことをいいますか？

○開始日は、補助対象設備の契約締結又は工事着工日のいずれか早い日となります。

○完了日は、補助対象設備の引き渡しを受け、補助対象経費の支払が完了した日となります。

Q 1-9

・年度をまたぐ事業（例：令和7年12月開始、令和8年5月完了等）は補助対象になりますか？

○当該年度内で事業を完了することが補助の要件となります。

○ただし、交付決定を受けた事業について、社会情勢の影響による原材料不足等により、事業期間をやむを得ず延長する必要があると認められる場合は、協議の上で、年度をまたぐことを認める場合があります。

Q 1-10

・事業完了等に関する現地での確認はありますか？

○必要に応じて現地確認や聞き取りを行うことがあります。

Q 1-11

- ・ 補助金はいつ支払われますか？

○実績報告書を受領してから約 1 か月後を想定していますが、市の支払い可能日のタイミングにより前後する可能性があります。

Q 1-12

- ・ 導入実績のないもの（試作品等）は補助対象となりますか？

○すでに商用化され、導入実績がある設備が補助対象となります。商用化されていないものや、導入実績のないものは補助対象にはなりません。

Q 1-13

- ・ 過去に購入したもの（在庫品）や中古品は補助対象となりますか？

○申請者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品は、補助対象にはなりません。

Q 1-14

- ・ 設備の増設は補助対象になりますか？

○補助の対象となります。ただし、増設した設備について、各要件に適合することの確認を十分に行ってください。

Q 1-15

- ・ 設備の更新は補助対象になりますか？

○補助対象にはなりますが、以下の点にご注意ください。

- ・ 既存設備の撤去費用は補助対象にはなりません。
- ・ 更新した設備について、各要件に適合することの確認を十分に行ってください。
- ・ 本補助金の目的は「二酸化炭素排出量を減少させること」ですので、既存設備と比較して、二酸化炭素排出量が減少することが必要です。

Q 1-16

- ・提出する写真について気を付ける点がありますか？

○以下の点を参考に撮影してください。

- ・設備設置前、設置後の写真が比較できるよう、同じ角度で撮影してください。
- ・銘柄や型番を撮影してください。
- ・20kW 以上の太陽光発電設備を設置した場合は、発電設備を囲う柵塀が設置されていること、柵塀等の外側の見えやすい場所に必要項目を記載した標識が掲示されていることを確認できる写真を撮影してください。

2 太陽光発電設備

Q 2-1

- ・補助要件である「自家消費率が 30%以上（事業者の場合は、当該需要家で 30%以上、県内の他の需要家と含めて 50%以上）」とはどういうことですか？

- 本補助制度による太陽光発電設備の導入は、蓄電池との組み合わせ等により「自家消費すること」を目的としているため、「年間自家消費想定量/年間発電想定量=30%以上（50%以上）」となることが補助要件です。
- 想定量等については、申請書への記載が必要となりますので、施工業者等にお問い合わせいただく等により算出してください。

Q 2-2

- ・「自家消費率 30%以上（事業者の場合は、当該需要家で 30%以上、県内の他の需要家と含めて 50%以上）」の要件を満たした場合、発電した電力を売電してもいいですか？

- 事業の目的上、できるかぎり自家消費していただくことが望ましいですが、余剰電力が生じた場合は売電することも可能です。
- ただし、本補助金を活用する場合は、「FIT 制度（固定価格買取制度）又は FIP 制度（市場売電価格に上乗せされる制度）」による売電はできなくなりますのでご注意ください。

Q 2-3

- ・カーポートへの太陽光発電設備の設置（ソーラーカーポートの設置）は、補助対象になりますか？

- ガレージやカーポート（物置や車庫）等の屋根上に太陽光パネルを設置する場合は補助対象となります。ただし、カーポート本体の設置は補助対象事業には含まれません。

Q 2-4

- ・野立て（屋根上以外の設置）の太陽光発電設備の導入は補助対象となりますか？

- 申請者が自営線を引くなどして発電した電力を自家消費できるのであれば補助対象となります。

Q 2-5

- ・同一敷地内に別受電の施設があり、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合は、どのように申請すればいいですか？

○同一敷地内に別受電の施設があって電力会社との電力契約を施設ごとに締結し、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合でも、自営線で接続するか、公道などを挟むかどうかに関わらず、施設の名称や住所等で同一の敷地とみなせる場合は、一件の申請としていただくことが原則となります。

Q 2-6

- ・太陽光発電設備の設置に係る補助対象経費には何が含まれますか？

○太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む。）など、設備を稼働するために必要なものが含まれます。

※補助対象経費は補助金額に影響ありませんが、PPA の場合、実績報告書に記載が必要となります。

Q 2-7

- ・太陽光モジュール（パネル）とパワーコンディショナーで能力値が異なる場合、最大出力（kW）はどのように算出すればいいですか？

○最大出力（kW）につきましては、太陽光モジュール（パネル）とパワーコンディショナーの低い方の数値を採用してください。

Q 2-8

- ・個人経営として店舗兼住宅となっている場合は、家庭用・事業所用どちらの補助メニューが適用されますか？

○店舗兼住宅については、実態は住まいとなりますので、家庭向けの補助メニューが適用されます。

3 蓄電池

Q 3-1

- ・蓄電池の設置のみの事業の場合、補助金の対象となりますか？

○蓄電池については、本事業で設置する太陽光発電設備の付帯設備として導入するものが補助対象となります。蓄電池のみを設置する場合は、補助対象になりません。

Q 3-2

- ・太陽光発電設備については当年度の申請により設置し、蓄電池を翌年度以降の申請にて設置する場合、蓄電池の設置費用については補助金の交付対象になりますか？

○蓄電池の設置を申請する場合は、太陽光発電設備の申請と同時でなければ交付対象となりません。

Q 3-3

- ・蓄電池はどのような仕様のものでも補助対象となりますか？

○補助対象となる仕様が決められていますので、補助金交付要綱等を確認の上で申請してください。特に、以下のとおり「補助対象となる性能と価格帯」が決まっておりますのでご注意ください。

- ・家庭用：蓄電容量が 20kWh 未満であり、価格（工事費込み・税抜き）が、14.1 万円/kWh 以下であること。
- ・業務用：蓄電容量が 20kWh 以上であり、価格（工事費込み・税抜き）が、16.0 万円/kWh 以下であること。

※上記の基準とは別に、「家庭用：12.5 万円/kWh 以下、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）」の蓄電システムとなるよう努めることが求められていますので、複数者からの見積の取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により、できるだけ基準を満たすようにしてください。

Q 3-4

- ・太陽光発電設備と蓄電池で、補助対象経費を分けて記載する必要がありますか？

○補助対象経費については、分けて記載してください。

○太陽光発電設備と蓄電池がセット価格になっている場合等の補助対象経費内での配分に関して、特に規定はありませんが、必ず双方の小計（合計）が契約金額及び領収金額と一致するようにしてください。

Q 3-5

- ・「蓄電容量」は、どの数字を書けばよいですか？

○公称容量（定格容量）を用いてください。また、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いてください。

Q 3-6

- ・蓄電池は可搬式のものでも補助対象になりますか？

○可搬式の蓄電池は、補助対象外となります。

4 EV・PHEV、充放電設備

Q 4-1

- ・再エネ発電設備と同時導入ではなく、EV・PHEVのみを購入する場合は補助の対象となりますか？

○既に太陽光発電設備を設置されている場合、その設備に接続して充電を行い、車両の走行に必要な想定年間消費電力量を再エネ電力でまかなうことができる場合は対象となります。

なお、再エネ電力は再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達による調達でも問題ありません。

Q 4-2

- ・補助要件である「車両の走行による想定年間消費電力量を再エネ電力でまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること」とはどういうことですか？

○EV・PHEVの充電に用いる充放電設備に接続する太陽光発電設備等の再エネ発電設備の想定年間発電量が、EV・PHEVの走行による想定年間消費電力量を上回っていることを意味します。

なお、原則として上記の要件を満たす充放電設備により充電することが必要ですが、長距離を走行する場合等に、必要に応じて上記以外の充電スタンド等で充電することは差し支えありません。

Q 4-3

- ・電力調達方法の根拠となる資料とは、どのような書類ですか？

○再エネ発電設備の設備容量や年間発電量が表示された画面の写真、再エネ証書購入の証明書類等の、再エネ電力の調達方法が確認できる書類を提出してください。